

八尾市告示第29号

平成28年度八尾市役所北分室等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月3日

八尾市長 田 中 誠 太

記

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

- (1) 件名 平成28年度八尾市役所北分室等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け
- (2) 貸付物件（貸付物件に関する詳細は、募集要項別紙1「貸付物件説明書」のとおり。）

物件番号	施設名称 所在地	設置場所	貸付面積	台数	販売品目	最低貸付料
1	八尾市役所北分室 八尾市本町一丁目1番5号	出入口横 (屋外)	1.0025㎡	1	お茶、コーヒー、 炭酸飲料、スポーツ飲料、水等	11,328円
2	八尾市立安中人権コミュニティセンター 八尾市安中町八丁目5番30号	正面玄関横 (屋外)	0.61726㎡	1	お茶、コーヒー、 炭酸飲料、スポーツ飲料、水等	2,592円
3	八尾市役所西郡出張所 八尾市桂町二丁目37番地	自動車駐車場付近 (屋外)	1.0574㎡	1	お茶、コーヒー、 炭酸飲料、スポーツ飲料、水等	5,496円
4	八尾市役所曙川出張所 八尾木四丁目11番地	北側敷地内 (屋外)	1.05㎡	1	お茶、コーヒー、 炭酸飲料、スポーツ飲料、水等	5,640円

5	八尾市土木管理事務所 八尾市曙町二丁目 11 番地	正面玄関内 (屋内)	0.95㎡	1	お茶、コーヒー、 炭酸飲料、スポー ツ飲料、水等	9,384 円
---	------------------------------	---------------	-------	---	--------------------------------	---------

※ 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

(3) 貸付期間

ア 貸付期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

イ 貸付期間の更新は、行わない。

(4) 入札は、貸付物件ごとに実施する。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 公告の日現在において、引き続き2年以上自動販売機の設置業務を行っていること。

(4) 法人の場合は大阪府内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（八尾市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 市民税・府民税の特別徴収を実施していること。

(6) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

(7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加しようとする者は、次の手続を行わなければならない。

ア 入札に参加を希望する者は、次の提出書類の表に掲げる書類を提出し、本件入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、入札に参加を希望する者が、平成28・29・30年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入

札参加資格者名簿に登録されている者である場合又は同資格者名簿への平成29年度新規登録申請（平成28年八尾市告示第352号にて公告）を行っている者である場合は、これらの者に限りNo.10からNo.15までの書類の提出を要しない。

イ 提出書類

No.	提出書類
1	申請書
2	誓約書
3	委任状
4	事業者（会社）概要
5	自動販売機設置実績報告書
6	営業許可証・登録証明書・認定書等の写し
7	取扱商品一覧表
8	営業所一覧表
9	自動販売機のカタログ
10	使用印鑑届
11	印鑑証明書（写し可）
12	決算報告書（直前2年分）（写し可）
13	納税証明書（直前2年分）（写し可）
14	登記簿謄本又は住民票（写し可）
15	市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し又は直近の領収書の写し

(2) 提出先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市政策企画部行政改革課

(3) 受付期間

平成29年2月3日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(6) その他

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 受付期間終了後における提出書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。

エ 提出書類について、別途その内容を聴取することがある。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認は、平成29年2月22日（水）までに行い、各申請者に対し一般競争入札参加資格確認結果通知書にて通知する。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、次に定めるところに従い、書面（任意様式）により入札参加資格を認められなかった理由の説明を求められることができる。この場合、平成29年2月28日（火）までに書面にて回答する。

ア 提出先

3の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法

提出先に直接持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

ウ 提出期限

平成29年2月24日（金）午後5時まで

5 募集要項の縦覧等

(1) 場所

募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書及び建設工事等競争入札心得（以下これらを「募集要項等」という。）は、次の場所において縦覧に供し、及び配布する。なお、募集要項等は、本市のホームページからもダウンロードすることができる。

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 4 階

八尾市政策企画部行政改革課

(2) 期間

平成29年 2 月 3 日（金）から同月17日（金）まで（縦覧及び配布については、土曜日及び日曜日は行わない。）

(3) 時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(4) 質問及び回答

募集要項等の内容等に関する質問は、次に定めるところに従い行うことができる。

ア 提出先

募集要項の 6. 質問及び回答／ア 提出先のとおり。

イ 提出方法

質問書（様式 8）を提出先に電子メールにて提出すること。

ウ 質問受付期間

平成29年 2 月 3 日（金）午前 9 時から同月 9 日（木）午後 5 時まで

エ 質問に対する回答

平成29年 2 月14日（火）までの間に、電子メールで適宜回答するとともに、本市のホームページにその都度掲載する。

オ 現場確認

自動販売機の設置場所の確認等については、平成29年 2 月 3 日（金）から同年 2 月28日（火）までの間に募集要項の 6. 質問及び回答／カ 現場確認に規定する方法により行うことができる。

6 入札の執行等

(1) 入札方法等

ア 入札方法 入札書は、郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）のみの受付とする。

イ 入札書到着期限 平成29年 3 月 2 日（木）までとする。

ウ あて先 〒581-8799

八尾郵便局留

八尾市役所政策企画部行政改革課

エ 総価による入札とする。

オ 入札書は、募集要項に規定するものを使用することとする。

カ 入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に募集要項に規定する委任状を提出するものとする。

キ 物件番号5については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札の執行回数は、1回とする。

(2) 入札に参加することができない者

ア 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、指名停止措置を受けている者

イ 入札参加資格審査申請期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3) 入札執行（開札）の日時及び場所等

ア 日時 平成29年3月3日（金）午後3時00分

イ 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

ウ 入札参加者は、開札を傍聴することができる。参加人数は、1業者1人までとし、一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参し、提示すること。ただし、開札に関する意見や発言等は認めない。

8 入札の無効

規則第111条の各号の1又は建設工事等競争入札心得第7条の各号の1に該当する入札は、無効とする。

9 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条の各号の1に該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

10 落札者の決定及び公表方法

貸付物件の表に掲げる最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上である場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札事務に関係のない本市職員が代わってくじを引くこととする。

落札者を決定したときは、直ちに掲示板に掲示するとともに、落札者に通知するものとする。また、入札日の翌日までに本市ホームページに掲載することにより落札者を公表するものとする。

11 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。これにより入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに次の方法により募集要項に規定する入札辞退届を提出すること。ただし、入札（開札）日に入札を辞退する場合は、入札を執行する者に直接提出すること。

(1) 郵送による場合

平成29年3月2日（木）までに、行政改革課（八尾郵便局留）に届くように、封筒の表面に「入札辞退届在中」と朱書きの上、入札書の郵送方法と同様に一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送すること。

(2) 持参する場合

平成29年3月3日（金）午後2時までに、行政改革課へ入札辞退届を提

出すること。

13 契約の締結

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

なお、開札日から契約締結日までの間において、落札者が指名停止措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

14 その他

入札参加者は、募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。

15 この公告に関する問合せ先

(1) 入札参加資格に関すること。

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市政策企画部行政改革課

電話 072-924-3913（直通）

(2) その他入札及び契約に関すること。

物件番号1

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館5階

八尾市総務部総務課

電話 072-924-3810（直通）

物件番号2

八尾市安中町八丁目5番30号

八尾市人権文化ふれあい部安中人権コミュニティセンター

電話 072-922-1491（直通）

物件番号3

八尾市桂町二丁目37番地

八尾市人権文化ふれあい部西郡出張所

電話 072-999-2243（直通）

物件番号 4

八尾市八尾木四丁目11番地

八尾市人権文化ふれあい部曙川出張所

電話 072-922-3456 (直通)

物件番号 5

八尾市曙町二丁目11番地

八尾市都市整備部土木管理事務所

電話 072-994-1340 (直通)

(3) 本市ホームページアドレス

<http://www.city.yao.osaka.jp/>